

# 令和3年度 保育所園児募集!

町立保育所園児を次のとおり募集します。

## ■保育所とは・・・

保護者が仕事または病気等のため、お子様を家庭で十分に保育できない場合に、保護者に代わってそのお子様を保育する児童福祉施設です。



住民福祉課  
お知らせ

お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。



## ■募集対象者

●0歳〔令和3年4月1日現在で、生後6か月を経過している乳児〕から小学校就学前までのお子さま

### ○受付期間

★11月9日(月)～11月24日(火) 午前9時～午後5時まで

※土日祝日を除く

※11月13日(金)、20日(金)、24日(火)は午前9時～午後8時まで

○受付場所 住民福祉課 窓口



## ■入所手続

入所申込書は、住民福祉課または内原・志賀の各保育所に用意しています。必要事項をご記入のうえ、上記の受付期間内に必要書類をすべてそろえてから提出してください。また、現在通園されている園児のみならず、保育所を変更したい場合は、この申込みが必要です。

広域入所(町外保育所)を希望されるみなさまも、この期間に入所の申込みをお願いします。

なお、現在通園されており、引き続き同じ保育所へ通園される場合は、今回の申込みは必要ありません。1月以降に『支給認定現況届』を提出していただく予定にしています。この現況届で、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認し、新年度の入所を決定します。

(注)入所募集は、11月24日(火)で締め切りますが、定員に余裕がある場合は、12月以降も入所の受付を行います。

## ■入所決定

入所申込書の書類審査等により、家庭の状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度の高い方から優先的に決定します。

なお、電話などによる事前の照会をご遠慮ください。

お問い合わせ／住民福祉課(☎63・3800)



# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

